

## 守山市災害廃棄物処理計画の策定骨子について（案）

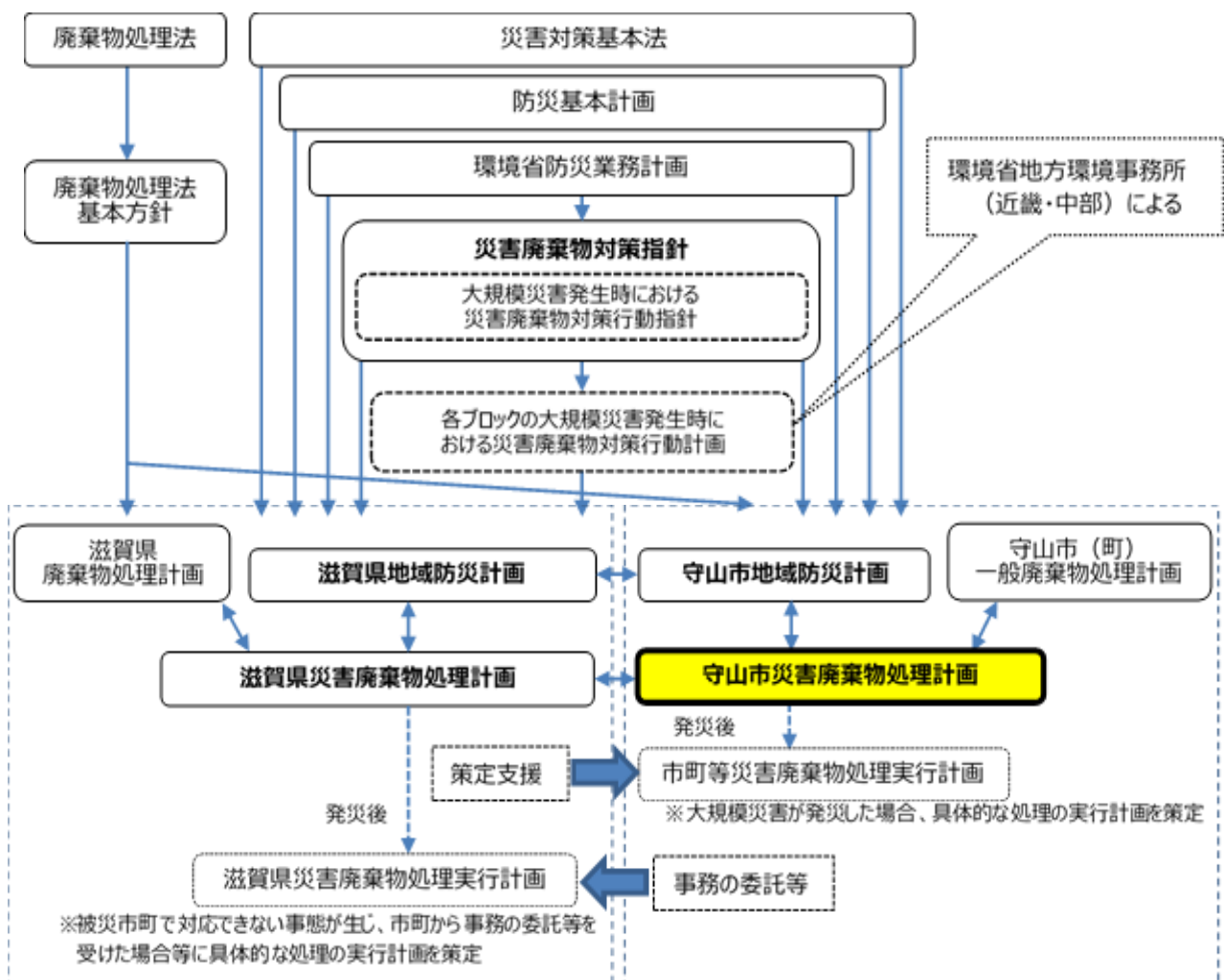
## 1 計画策定の経緯・目的

本計画は、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことで、住民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興に資することを目的に策定する。

## 2 計画の位置づけ

計画は、環境省の定める廃棄物処理法基本方針や災害廃棄物対策指針等を踏まえるとともに、滋賀県災害廃棄物処理計画等の関連計画と整合性を図り、守山市地域防災計画を補完するものである。

また、本市における災害廃棄物処理の基本的な考え方を示すものであり、災害が発生した場合、本計画の内容に基づいて対応する。



### 3 対象とする災害(防災マップ参照)

地震：琵琶湖西岸断層帯地震、南海トラフ大地震

水害：琵琶湖と野洲川の増水、氾濫に伴う洪水による水害

### 4 対象となる災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、市が処理責務を負う

対象とする災害廃棄物（県計画と同様）	
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿
地震、水害およびその他自然災害により発生する廃棄物	可燃物(紙、繊維くず、木くず等)、不燃物(金属くず、ガラス、小型家電、コンクリートがら等)、廃家電、腐敗性廃棄物、廃自動車、その他適正な処理が困難な廃棄物

出典：災害廃棄物対策指針改定版(改訂版)平成 30 年 3 月 環境省

### 5 災害廃棄物の発生量の推計

#### (1) 災害廃棄物

##### ①地震

(千 t)

地震	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
琵琶湖西岸断層帯地震	55	96	6	69	225
南海トラフ巨大地震	8	16	1	9	33

出典：滋賀県災害廃棄物処理計画 市町等別データ(平成 30 年 3 月)

##### ②水害

(t)

琵琶湖／河川	災害廃棄物発生量
琵琶湖	6,830
野洲川下流	31,440

出典：滋賀県災害廃棄物処理計画 市町等別データ(平成 30 年 3 月)

#### (2) 避難所ごみ発生量

	避難者数(人)	避難所ごみ(t/日)
琵琶湖西岸断層帯地震	9,310 人	7.5 t/日

出典：滋賀県地震被害想定(平成 26 年 3 月)

#### (3) し尿

	避難者数(人)	避難所ごみ(L/日)
琵琶湖西岸断層帯地震	9,310 人	13,034 L/日

出典：避難者数が最も多くなる 1 週間後の避難者数(滋賀県災害廃棄物処理計画 平成 30 年 3 月)

### 6 保有施設の災害廃棄物処理可能量

#### (1) 焼却施設

施設名	年間処理量実績※1 (t/年度)	年間最大稼働日数 (日/年)	処理能力 (t/日)	年間処理能力※2 (t/年)	処理可能量 (t/年)	処理可能量 (t/3年)
環境センター	17,671	320	71.0	22,720	5,049	15,147

※1 年間処理実績は令和3年度の実績に基づく

※2 年間処理能力は年間最大稼働日数(日/年)×処理能力(t/日)

(2) し尿処理施設

施設名	処理能力 (KL/日)	1日後収集		2日後収集		3日後収集		4日後収集		1週間後のし尿処理対応	
		処理可能量	避難所し尿発生量	処理可能量	避難所し尿発生量(累計)	処理可能量	避難所し尿発生量(累計)	処理可能量	避難所し尿発生量(累計)	処理可能量	避難所し尿発生量
湖南広域行政組合環境衛生センター	168 ※	84,000 L	13,034 L	84,000 L	26,068 L	84,000 L	39,102 L	88,000 L	52,136 L	100,000 L	91,238 L

※2 径列運転時の処理能力であり、通常は1系列処理で対応。災害時には相当量のし尿発生があるため、通常休止している1系列を再稼働させて対応予定。

7 仮置場候補地の選定等(一次仮置場、二次仮置場の確保)

(1) 仮置場の選定条件(守山市地域防災計画第3章第16節第2の2より)

守山市地域防災計画に記載している、選定条件に基づき選定する。

- ア 他の応急対策事業に支障がないこと
- イ 環境衛生に支障がないこと
- ウ 搬入に便利なこと
- エ のちに行う焼却、埋め立て等の処理に便利なこと

(2) 本市の仮置場の候補地の考え方

- ア 環境学習都市宣言記念公園の整備に合わせて、グラウンド等を検討
- イ この他、廃棄物の状況に応じて、他の公有地等についても検討

(3) 仮置場の面積(想定)

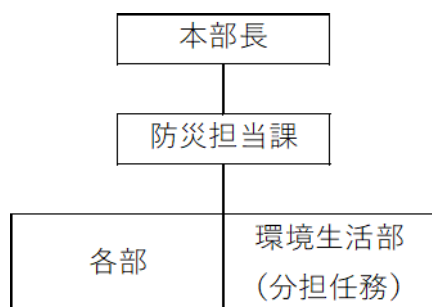
	琵琶湖西岸断層帯地震	南海トラフ巨大地震
一次仮置場の面積	6.81 ha	1.07 ha

出典：滋賀県災害廃棄物処理計画 市町等別データ(平成29年3月)

※この面積については、過去に発生した被災地の現状から、災害ごみは9分別に細分化するため、仮置場には広大な面積が必要となるもの。

8 災害時組織体制(守山市地域防災計画第3章第1節第5より)

守山市災害対策本部(分担任務)に位置付ける。



## 9 災害廃棄物処理の基本的な考え方

### (1) 早期の復旧・復興のための計画的な処理

被災地域の早期の復旧・復興のため、原則として3年以内の処理完了を目指して計画的に処理を行う。

### (2) 処理体制の確保および広域処理等の推進

災害廃棄物は、市処理施設および委託、許可事業者等による処理体制の確保により、地域において処理を行う。適正かつ迅速な処理が困難な場合は、県計画記載の「災害廃棄物処理に係る受援・支援体制」に基づき、近隣市町、県、国、他府県等との連携による広域処理や民間廃棄物処理事業者による処理を行う。

### (3) 災害廃棄物の再生利用および減量化

災害廃棄物の分別・選別等を徹底し処理することで、可能な限り再生利用および減量化を行い、焼却施設や最終処分場等の負担軽減を図るとともに処理量の低減を図る。

### (4) 災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進

処理を担う各主体がそれぞれの役割を果たし、連携するとともに、他府県や各種団体、災害ボランティア等の協力を得ながら、適正かつ迅速な処理を進める。

## 10 災害廃棄物処理の基本的な流れ

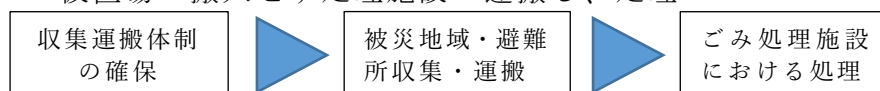
### (1) 災害廃棄物の処理等

- ・被災現場から一時仮置場へと運搬し、ごみ分別区分で集積・保管
- ・一次仮置場から二次仮置場へ運搬し、さらに詳細な分別、種類に応じて破碎・選別等の処理を行い搬出
- ・がれき等再生資材として利用できるものはできる限り再資源化を図り、可燃物、不燃物は焼却施設や最終処分場等で適正に処分

### (2) 災害時の生活ごみ、し尿の処理等の概要

#### ア 生活ごみ等

- ・収集運搬体制を速やかに確保
- ・被災地域、避難所ごみを収集
- ・仮置場へ搬入せず処理施設へ運搬し、処理



#### イ し尿・仮設トイレ等を確保し、避難所に設置

- ・仮設トイレ、マンホールトイレを確保、避難所に設置
- ・収集運搬体制を確保
- ・し尿等の収集を行い、処理施設への運搬、処理



(3) 災害廃棄物の処理期間

概ね3年程度で災害廃棄物処理を完了する。(阪神・淡路大震災、東日本大震災の実績)

(4) 廃棄物処理体制の整備等

- ・ 処理施設、収集運搬業務継続のための調整
- ・ 災害時の収集運搬体制の検討
- ・ 仮設トイレ、マンホールトイレや必要な備蓄品等の確保
- ・ ごみの保管、分別方法、収集運搬ルートの想定

(5) 関係者に対する訓練・研修等

- ・ 本計画を関係者へ周知、共有
- ・ 関係者が必要な役割を果たすことができるよう、意見交換、研修、訓練等を行う
- ・ 国、県の災害廃棄物にかかる情報提供、発災時に備えた訓練等の研修会に積極的に参加
- ・ 計画策定後、実施に向けて市内、市民に対し周知を行う

## 11 災害廃棄物処理計画県内の策定状況

策定済

H29年度：大津市

H30年度：彦根市、草津市、栗東市

R元年度：甲賀市、野洲市、高島市、甲良町

R2年度：近江八幡市、湖南市、長浜市、米原市、日野町、竜王町

R3年度：東近江市、多賀町、愛荘町

※未策定については、豊郷町、守山市

## 12 災害時等の緊急協力に関する協定について

災害および感染症に発生時において、以下事業所と協定を締結。

内 容：災害および感染症に発生時における一般廃棄物（但し、し尿および浄化槽汚泥を除く）（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬業務等に関する協定書の締結

相手方：守山環整株式会社、滋賀県資源リサイクル事業協同組合、  
滋賀県環境整備事業協同組合

締結日：令和4年6月29日

## 13 今後のスケジュール(案)

令和4年12月 定例会会議 策定骨子(案)について説明

令和5年2月 定例会会議 計画(案)について説明

3月 運用開始